

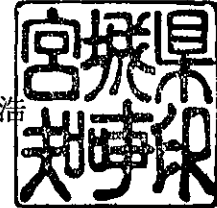
申 請

水振第1064号

平成25年4月1日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成25年3月19日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること

宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域において漁獲されるひらめ。

2 解除を申請する理由

別紙参照

1 解除を申請する理由

出荷制限が指示された海域（以下「対象海域」という。）において、ひらめの放射性セシウム濃度を計画的に検査してきたところ、140Bq/kgの値を示した平成24年9月4日以降、平成25年3月8日までに採取した110検体のひらめについては、放射性セシウムの値は最大で51Bq/kg、平均で10.9Bq/kgと基準値を超えるものは全く出でず、低い水準で安定して推移している（表1、図1、図2、図3）。

以上のことから、今後も基準値を超えるひらめが出荷される可能性はないと考えられることから、ひらめにかかる出荷制限を解除することとしたい。

2 出荷制限を解除する範囲

宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域において漁獲されるひらめ。

3 解除後の出荷管理計画

(1) 出荷者の対策

県は、市町と連携して、卸売市場及び買受人に対し、ひらめの水揚量及び販売先等の記録を管理し、流通先の確認が可能となるよう指導する。

(2) 出荷状況の把握

県は、市町と連携して、対象海域で漁獲されたひらめの出荷状況を漁業者団体及び卸売市場を通じて定期的に確認する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供及び確認

県は、市町と連携して、卸売市場を巡回し、対象海域で漁獲されたひらめの水揚及び出荷の状況、記録の確認を行う。

(4) モニタリング調査により規制値を超える結果が判明した場合の対応

県は、水揚げされたひらめから基準値を超える値が検出された場合は、速やかに対象海域から水揚げされるひらめの出荷自粛を関係事業者等に求めるとともに、出荷されたひらめの回収を指導する。

4 解除後のひらめの検査計画

対象海域から水揚げされ、産地魚市場（牡鹿、石巻、塩釜、七ヶ浜、亶理）において販売されるひらめについては、原則週1回以上精密検査を実施する。

さらに、仙台湾の北緯38度08分以南海域で漁獲されるひらめについては、週3検体以上精密検査を実施する。

その他、これら産地魚市場において、原則週1回以上スクリーニング検査を実施し、放射性セシウムの値が50Bq/kgを超えた場合には精密検査を実施する。

